

第4回 保育・雇用ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年11月1日（水）14:20～15:30

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室

3. 出席者：

（政 務）松本文明副大臣

（委 員）大田弘子（議長）、安念潤司（座長）、森下竜一（座長代理）、
飯田泰之、八代尚宏

（専門委員）池本美香、島田陽一

（政 府）前川内閣府審議官

（事務局）田和室長、窪田次長、林次長、荒木参事官、福田参事官

（説明者）東京都福祉保健局長

梶原 洋

東京都福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長

加藤みほ

4. 議題：

（開会）

1. 保育に関する現状

2. 保育に関するヒアリング

（閉会）

5. 議事概要：

○福田参事官 それでは、定刻になりました。ただいまより「規制改革推進会議保育・雇用ワーキング・グループ」第4回を開催いたします。

皆様には、御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

飯田先生はおみえになっておりませんが、先に進めさせていただきます。

本日の議題は「保育に関する現状」「保育に関するヒアリング」でございます。

報道関係者の方がいらっしゃいましたら、こちらで御退出をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○福田参事官 それでは、今後の議事・進行につきましては、安念座長、よろしくお願ひ申し上げます。

○安念座長 東京都さん、どうもきょうはお忙しいところ、ありがとうございます。

きょうは2部仕立てになっておりまして、最初は保育の現状について、事務局からオーバービューをしていただきます。その後、東京都さんから東京都の取り組みについてリアルタイムのお話を頂くことになっております。

それでは、まず資料1で事務局から御説明をお願いいたします。

○福田参事官 承知いたしました。

お手元の資料1に沿って、保育の現状を御説明いたします。資料1を御用意ください。

1ページ目は、全国レベルでの保育の定員、つまり、保育の受け皿の追加状況と保育の利用申込者の推移を示したグラフです。

平成24年までは、保育所の定員を毎年4万人のペースで増やしてまいりました。その後、急増する保育の申込みに応えるべく、「待機児童解消加速化プラン」と称して、それまでの3倍、年平均12万人のペースで定員を増やし、平成29年度末までには50万人の受け皿確保が予定されています。

今年の6月に「子育て安心プラン」として、更に32万人の受け皿の増加を発表しました。政府は当初の目標達成時期を2年前倒して、平成32年に達成すると発表しております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、2ページ目をごらんください。

前のページでも、全国レベルでの保育の受け皿の増加分をごらんいただきました。2ページ目も同じく、全国レベルでの保育の受け皿の整備状況と待機児童数を示しております。

青の棒グラフは、保育の申込者数と保育所の定員の差です。1ページと同様に、全国レベルで見ますと、保育の受け皿は平成29年4月の時点で18万人以上の余裕があることがわかります。

一方で、オレンジの棒グラフが示すように、2万6,000人も待機児童が発生しております。これは地域レベルでの状況の違いがあるのではないかと、詳細分析の必要性を示唆しています。

3ページ目をご覧ください。

こちらのグラフは、縦軸が待機児童数、横軸が保育の申込者数です。

このグラフでは、東京23区、政令指定都市など、保育の申込者数や待機児童数の多い都市部の自治体において、保育申込者数と待機児童の相関をプロットしたものでございます。

左側の赤く囲まれた部分は、保育の希望者が少ない一方で待機児童が多い自治体です。

一方、緑で囲まれた部分は、高い保育ニーズを抱えながらも待機児童数が少ない、つまり待機児童問題を解消している自治体でございます。ここから自治体の取り組みの差があるのかもしれないと推定します。

続いて、4ページでございます。

こちらは、待機児童の数の区分を色分けしたものでございます。グラフの左側にあるほど、待機児童の数が多きことをお示ししてございます。

上の棒グラフは全国平均で、下の棒グラフは東京都です。東京都が、全国平均よりもずっと多くの待機児童を抱える自治体を擁していることがわかります。

もう1枚おめくりいただきまして、5ページをご覧ください。

こちらは、東京23区に焦点をあてたグラフでございます。

このグラフは、保育の受け皿の整備数と、待機児童数の年度別の推移でございます。

オレンジ色の棒グラフが、東京23区の待機児童数の合計です。23区は、ここ数年間変わ

らず5,000人以上の待機児童を抱え続けていることがわかります。

青の棒グラフは、保育の受け皿と保育の申込者との差でございます。少しわかりにくいかもしれませんが、マイナス表記になっておりますのは、23区全体として1万5,000人余りの受け皿が不足していることを意味しております。

引き続き下の表をごらんください。こちらは、設備面積や人員配置基準など、23区それぞれが独自に設けている上乗せ基準数と待機児童数を整理したものでございます。

赤で印刷した区は、待機児童数が500人以上の区、オレンジで印刷された区は100人以上の待機児童を抱える区でございます。

中には上乗せ基準を設けながら待機児童を解消している区もありますが、上乗せ基準と待機児童数に正の相関があると考えられます。

最後の6ページは、参考までにおつけしたものでございます。

これは、政令指定都市と東京23区の合計の面積を比較した表でございます。ご覧いただけます通り、23区を合計したエリア面積であっても9位に位置づいていることがおわかりいただけます。

なお、表の欄外に記載いたしました、23区の1区当たりでの平均面積は27km²でございます。

事務局からの説明は以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日のメインゲストでございますけれども、梶原洋局長を初め、東京都福祉保健局の幹部の皆様においでいただいております。きょうはお忙しいところ、本当にありがとうございました。

早速でございますが、東京都の取り組みについて、資料2に基づいて御説明を頂きたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○梶原局長 東京都の梶原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、保育サービスの状況、我々がとってきた施策、国に対しての提案要求、それから、今後、我々が課題だと思ふことについて御説明したいと思ひます。

まず、2ページでございます。「1 都内の就学前児童人口の推移」です。

待機児童がふえている背景には、就学前人口がふえている、それから、女性の就業率がふえていることが大きな要因となっております。

この9年間で見て、就学前人口が約4万6,000人ふえていることがわかると思ひます。59万4,000人から64万人になっております。

3ページですが、これを昭和56年からのグラフで見ますと、ボトムは平成9年の56万1,877人、現在の平成29年が64万273人で、約7万8,000人以上ふえている状況になります。

その中で、保育サービスの利用率を見ていただきますと、昭和56年に保育サービスを利用していた全体の割合は18%、これが平成9年は25%、平成29年は43%にまでふえている

状況でございます。

これを28年度の部分で、年齢別に見てみます。これが4ページです。

年齢別に見てみますと、「保育サービスの利用児童」の「0歳」のところは22%、「1歳」が43.7%、「2歳」が48.1%、「3歳」になると、若干幼稚園に流れるといいますか、45.9%という状況にあります。

5ページを見ていただきますと、これがどのように変化しているかということになります。

これはここ数年のグラフなのですけれども、ここ数年でこれだけ伸びていることとなります。「0歳」で行くと16.8%から22%、「1～2歳」で行くと35.3%から45.9%となり10ポイント以上も上がっている。「0歳」「1～2歳」がふえることとなりますと、「3歳以上」も当然ふえていくこととなります。

一方で、都内の女性の就業率も、25～44歳でプロットして見ますと、ボトムは64.3%から73.9%に10ポイント近く上がっている現状にあります。

次のページに挙げましたのが、育児休業の取得期間です。

保育サービスを利用する方は、現実問題として、0歳から入れないと、1歳になりますとなおさら壁が高くなるという現状があります。

これで見ますと、24年度と19年度の数値を挙げていますが、現実には1年以上育休をとった方が36.5%です。しかし、理想として答えているのは「1年以上」が80.9%で、育休をとりたいのだけれども、短くして復職しているという現実です。これは5年ごとにとっている数値ですので、29年度の数値はまだ調査中であり、今、別にまた利用調査を私どもは行っています。

都内の保育サービスの状況をまとめたものが8ページになります。

保育サービスの利用児童数は、就学前人口を全部まとめた数ですが、平成23年4月で33.2%だったものが、43.4%まで上がっているということです。先ほど言いましたように、就学前児童人口は非常にふえています。

私どもは、31年度末に待機児童を解消するために、この全体を50%まで引き上げる。保育サービスの利用児童数を7万人分ふやすことを目標に、現在進めています。

今年の4月の数字でありますけれども、昨年より利用児童数は1万6,003人増加しています。ただ、待機児童数は120人増加して、8,586人という状況にあります。

先ほど言いました就学前児童人口、女性の就業率の増に加え、今年は、待機児童の定義の見直しがあつて、これが「育児休業の取得期間中で復職の意向がある者を待機児童に含める」に変化しました。全部の自治体を変えたわけではないのですが、来年は全ての自治体を変えなければならないことになっています。

仮にこの定義を変えなかったとしたら待機児童がどうなっていたかという、7,693人と、昨年より773人減っていたことが私どもの調査でわかっています。したがって、この待機児童の増加は、定義の変更も大きく効いているということです。

待機児童数の推移が下に書いてありますが、その8,586人のうち、8,228人が0～2歳という状況です。

「保育サービス整備状況」が書いてありますが、ここ数年、非常な勢いで施設数はふえているというか、整備を進めています。認可保育所だけをとっても、施設数は2015年4月で165施設、2016年4月が158施設、今年4月は216施設ふえています。トータルの利用児童数は、12,602人、14,192人、16,003人ふえています。

これを定員ベースで見ますと、今年4月は2万人分ふえていることを私どもは把握しています。この2万と1万6,000の差ですが、0～2歳児は埋まり、3、4、5歳児は定員としては載るのですけれども、利用児童数とその段階ではないという状況で、差が出ています。

その差の部分については、定期利用保育とか一時保育で有効に活用しているのですが、4月1日の時点では、その数字は反映はされないことになります。

では、設置主体別にこれだけふえているのがどういう状況になっているのかが、次のページです。

合計が1年間で2,342から2,558までふえました。公立は減っていますが、私立は225ふえている。そのうち一番ふえているのが141の株式会社であり、次が社会福祉法人で69という状況になっています。

10年前の平成19年が、これは数値を載せていませんが、その当時、合計は1,673施設でした。1,673のうち、公立が当時は1,000、私立が673だったのですが、当時の株式会社の数は10個ですから、10年間で10施設から523施設まで株式会社立はふえている状況にあります。社会福祉法人は581から1,012にふえています。特にこの3～4年は株式会社立が非常にふえている現状にあります。

次の10ページであります。待機児童数と保育サービス利用率の相関がどうなっているのか。

まず、23区ベースでいきますと、29年と28年では、ほとんどのところで就学前児童人口がふえています。「増減」のところを見ますと、江東とか練馬、足立、江戸川は若干減っていますが、ほとんどのところはふえていて、保育サービスもふやしている。その状況の中で、待機児童も色かけしているところはふえている状況になります。

全体の利用率と待機児童数を見たものが左です。世田谷が861ですけれども、全体の保育サービスの利用率はまだ37.2%ということで、これは地域的なもので、世田谷区とか目黒区は専業主婦層が多かった地域で、保育サービスの整備率が人口に比べてそれほどでなかったところで、ここの地域が女性の就業率が上がっていく中で、保育サービスのニーズが上がってきた。

江戸川の場合は事情が違って、江戸川は考えとして0歳児保育をやっていないということがありますので、この整備率とはまた別の事情を考慮する必要があると思います。整備率と待機児童の数はある程度の相関があります。

市町村の方を見ると、就学前人口は、多摩地区は△のところが多くなっています。ただ、ここでは中央線沿線、京王線沿線の部分で待機児童がふえていて、これも人口の増、就業率の増の部分が見てとれると思います。

次からが「保育サービスの類型」です。あえてお出ししたのは、これだけ今は保育サービスの類型があることをお出ししたかったわけです。認可保育所、認定こども園、独自の認証保育所、次のページが地域型保育、都の補助制度、その他の認可外保育施設になります。

これを見ていただくと、私どもの認証保育所は、ほとんどのところが認可保育所と基準が変わりません。

認証保育所のA型でいくと、「3.3㎡以上（年度途中2.5㎡まで弾力化可能）」というのは、認可保育所でも現状では都の条例でも同様になっています。唯一違うのは職員の保育士のところで、認証の場合は保育士等6割以上、認可でいくと、今は特例で保育士が3分の2以上という形になっていますけれども、できたときは10割だったということで、ここが違う。その後、認定こども園とか、あるいは地域型小規模保育ができてきました。

この認証保育所は、できた目的は後で御説明しますが、小規模保育は保育士2分の1以上、あるいは認定こども園でも保育士2分の1以上で公費が出ています。ただ、認証保育所は6割以上の要件を持ちながら、ここにはいわゆる国費は入っていません。都と区市町村でやっているということで、これは私どもが創設してから、常に国に対して認めてくれとお願いしてきたところでもあります。

次の14ページが「事業所内保育と企業主導型保育の比較」で、企業主導型が新たにできました。これも「1/2以上保育士」という形で、東京都でいくと29年の10月1日時点で56できています。出だしは遅かったのですが、ふえる状況にあります。

次が「認証保育所制度」であります。

もともと、認証保育所をつくったときは、いわゆる都市型保育ニーズ、13時間開所と0歳児保育で、大都会のニーズに対応するためにつくったということで、あくまでもこれは直接契約することが特色のものでありました。競い合いによってサービスをよくするのだというコンセプトでつくった制度であります。

そのときには、待機児童対策としてつくった制度ではないことを御理解いただきたいと思います。ただ、これが現在も大きな役割を果たしており、東京都の約2万人の子供たちがそこに通っている現状があります。

これから先は、都独自の取り組みということで、様々な財政支援をやっているという資料です。

一つは「待機児童解消区市町村支援事業」ということで、そもそも「国の補助基準額」として上のところに書いてありますけれども、国が3分の2、区市町村が12分の1、事業者が4分の1というところを、区市町村が16分の1、事業者が16分の1まで都が補助する。さらに、建築価格の高騰に伴って、高騰加算ということで補助をしています。

現状では、株式会社に対して国の補助も出るようになりましたけれども、当時、制度の対象外となっていた株式会社に対しても補助を出し、借地料の一部を補助したのが26年度であります。

次が「都有地貸付条件の見直し」ということで、都有地を貸す場合に、都内平均の公示価格を超えた部分については9割減額しましょうということが17ページであります。

それから、都市開発諸制度を使って子育て支援施設を設置する場合については、いわゆる施設整備の100%割増しを認めましょうという制度を26年度からやっています。

次が「認可保育所の面積基準の緩和」ということで、先ほど言いました、年度途中の3.3㎡を2.5㎡まで、都営住宅、公営住宅の建替えの創出用地の提供、それから、バリアフリー条例を弾力的に運用することをやってきました。

ここから先のページが、昨年度と今年になってくるわけですが、「都市公園内の保育所設置」ということで、公園内の保育所設置を進めてきた。小規模保育事業の入園対象年齢の弾力化、いわゆる3歳以上もオーケーということを提案してきた。それから、現在「建築基準法の採光規定の規制緩和」を特区で提案しております。

次の21、22ページが昨年度の補正予算、今年度の予算、それから、今年の追加対策になります。

これを全部説明しているとたくさんあるのですが、大きく言って「保育所等の整備促進」として、例えば、高騰加算であるとか、賃借料加算であるとか、借地料補助だとか、区市町村の補助の負担を軽減する。

「人材の確保・定着の支援」ということで、例えば、宿舍借り上げの支援をすることか、子育て支援員を増員する。

利用者支援で、認可外保育施設の利用者負担の軽減ということで、例えば、区市町村が認可外の保育料を補助していた場合に、その半分を見るという制度を始めました。

29年度の部分については、整備促進、人材の部分で大きなものは、保育士等のキャリアアップ補助ということで、1人当たり約2万1,000円の引上げの支援を始めたということでもあります。

利用者支援のところは、例えば「私立幼稚園における預かり保育等に対する支援の充実」であるとか「居宅訪問型保育事業の保育者の交通費への補助」だとか「認可外の居宅訪問型保育サービスの利用料負担軽減」などをやってまいりました。

今年の9月の追加対策は、更に賃借料の補助だとか、企業主導型保育の地域枠に対してのキャリアアップ補助の部分への支援。また、人材の部分でいくと、ICT化だとか貸付事業の拡充、それから「利用者支援の充実」ということで、ベビーセンサー等、いわゆる安全対策で取り組む保育園の補助も始めたところでもあります。

現在、3万8,000の子育て世帯を対象に「保育ニーズ実態調査」を独自にやっていて、今は集計中であります。この結果を踏まえて、来年3月に計画を改定しようと考えています。

さて、今までが取り組みなのですが、今、国に対してどういうことを提案要求している

かが次のページであります。

大都市の実情に応じた額になっていない様々な補助制度をきちんと拡充してほしいというのが1点目であります。

2点目は「地方自治体の裁量の拡大」ということで、例えば、認証保育所を認めてほしい、それから、家庭的保育事業における調理員の配置など、実態に即さない基準を外してほしいということでもあります。

3番目は「保育所等の整備促進のための税制措置」ということで、相続税及び贈与税の非課税化などの提案であります。

4つ目は「育児休業制度の改革」ということで、育児休業制度は延長が認められることになったわけですが、その条件として、保育所等に入所できないという条件がついています。要は、延長することを求めるために保育所の申し込みをする。本当に要るかどうかはわからないのだけれども、申し込みをする事態が起こっているのは事実です。

それから、67%、50%という育児給付金の給付率、事業主の努力義務ということ、いわゆる事業主の部分の育休への取り組みを強化してほしいということが4つ目です。

提案⑤が「国有地の貸付条件の見直し」、6つ目が「保育人材確保のための制度の改善」ということで、これが今、国への提案の6項目になります。

次以降は、都だけでは全く解決できない、いわゆる国全体で考えてほしいことの問題提起であります。

我々は今まで、前提としてある補助制度に、いろいろな都の上乗せをしたり、緩和をしたりすることによって整備を進めてきました。ただ、そろそろ根本的なところを議論していただきたい。それは都ではできないというところで、あえて提案を幾つか、視点という形で書かせていただきました。

一つは、先ほども言いました「育児休暇をより取得しやすい環境の整備」です。

0歳児保育というのは、保育士の資格が3対1という基準になります。1歳になると6対1です。5対1にしているところもありますけれども、要は1人の保育士が倍のお子さんを見られるわけです。

ところが、現状では1歳で入れないために、そこの方がポイントが高くなるから、心ならずも0歳児で預けている部分は、実態としてあります。これは企業側も考えてくれないと、全部の保育サービスを自治体側だけがっぱいつくっていったお金を出していくのは、そろそろ限界に来ているのではないか。つまり、働き方改革の中で、企業の責任という中で育児休業制度の見直しをもう一回考えてほしいのが1点目です。

2点目は、もっと根源的なところですが「配偶者控除の見直し」であります。

これは、要は働き方というところで壁があります。特に、これは保育士だとか、介護の分野もそうなのですが、11月、12月になると人が足りなくなるのです。なぜかというと、これ以上働くと控除を受けられなくなるために、例えば、介護現場は非常にパートが多い。保育でも今、多様な働き方で非正規の方々も望む方はいます。ただ、ここが壁に

なっている部分も否定できない。

3つ目は、保育料の水準の部分であります。

これは、自治体のそれぞれの議会の中で保育料は定められているわけですが、一方で、今は幼児教育の無償化で様々な議論がなされています。この均衡を考えなければならないのですが、0、1、2歳の部分の保育料を全て無償にすると、大変な保育サービスが必要になりますし、いろいろな負担、つまり、高所得者から低所得者までいろいろな状況の中で、どういう制度設計をするのでしょうか。そこをきっちり考えてほしいということがあります。

国の基準額では、これは最高額を挙げておりますが、1か月の保育料は3歳未満で10.4万円、3歳で10.1万円とありますけれども、23区の最高額は7.9万円で、3歳以上はこのようになっています。23区の最低額は5.8万円です。

一方で、これは各区がホームページで出している部分ですが、0歳児1人当たりで大体40万円ぐらいかかる。1歳が20万円ぐらいで、3歳、5歳になってくると大体10万円ぐらいという水準になってきます。

在宅で子育てをしている方は、さっきの数のように、0歳のときには8割ぐらいいらっしゃるわけで、無償化には様々な議論をする必要があるのではないかとというのが3つ目です。

4つ目は「認可外保育施設の取扱い」であります。

先ほど、認証保育所の部分を言いましたけれども、都内でいくと、ベビーホテルが536、院内保育施設が173、事業所内保育施設が199とあります。認可外保育施設は、事故が多いとか、質の問題が様々であるといわれますけれども、一くくりにするには非常に無理がある。もちろん、認証みたいな形できちんと基準を定めているところもある。それから、例えば、区市町村独自の保育施設なんかで財政支援を行っているところがある。こういうところについては、きちんと認めて財政支援をするべきではないかというのが一つの方向性です。

もう一つは、ある種ベビーホテルという、存在しているものをどうするのでしょうか。そこに預けざるを得ない方々は必ずいるわけです。この施設は届出制度になっていて、保育士でいくと3分の1という基準でいいわけで、指導監督基準は都道府県に任せられている。ただ、ここの質を確保するのは非常に難しい部分があります。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、残りの時間は10～15分ぐらいですけれども、質疑応答をさせていただきます。どなたからでもどうぞ。

○八代委員 どうもありがとうございました。

後ろの方から御質問しますと、33ページからなのですが、まさにこの質の低い認可外保育所をどうするかについて、昔、厚労省に話を聞いたときは、補助金と規制は一体的であ

り、保育の最低基準を定めた認可保育所基準以下の保育所は存在しないも同様である。だから、補助金も監督もないということなのですが、それでよいでしょうか。他方で、保健所が監督する飲食店等に補助金は出していないけれども、衛生基準を満たせなければ当然、営業停止になる。これと同様に認可外保育所についても、現に真の最低基準としての指導基準を自治体は持っている。だから、その指導基準に反したところは即営業停止命令を出すことを自治体の権限ではできないかどうか。そうした措置なしに、仮に事故が起こると認可外保育所全体が悪いと言われるのは問題ではないか。

また、認可外保育所についても、質に見合ったある程度の補助を出すことによって質を向上させるインセンティブが要るのではないかと思います。

32ページなのですが、この「在宅で子育てをしている家庭とのバランスを考えるべき」というのは当然だと思います。これは、例えば韓国では在宅保育に対しても一定の補助を出しており、いわば介護保険の家族への現金給付みたいなやり方がある。あとは保育所利用の自己負担をもっと上げる、特に0歳と1歳で倍違うわけですが、たしか所得が同じならば同じ利用料では妥当ではない。やはり医療保険とか介護保険のように、自己負担率を給付のコストの一定割合という形に変えるべきではないかと思うのですが、その点について都の御意見はいかがでしょうか。

そうすると、0歳児の場合は育児休業で自宅で見るとか、保育所に預けるとかという選択肢が影響するわけで、今は全く同じコストだと、とにかく預けた方が絶対に楽になるわけですから、モラルハザードが起こるのではないだろうかという形です。

31ページでは、1歳から保育所利用が難しいから、わざわざとれる育休を1年未満で切り上げる。こうした無駄な行動を防ぐためには、一つの提案としては、0歳児と1歳児で入れる可能性は同じ形にしないと非効率になります。このイコールフィッティングをどうやって考えておられるか。この3点について、よろしく願いいたします。

○安念座長 お問い合わせいたします。

○梶原局長 まず、最初の認可外保育施設への指導というところですか。

○安念座長 ええ。監督権限ですね。

○梶原局長 指導監督は、現状の中で、全ての施設を年1回指導監督できていないということが現実的にはあります。それがあって、去年の補正予算で巡回指導チームというものをつくりました。2人1チームで10チームつくって、年内に全ての認可外保育施設を見る。場合によっては、抜き打ちも含めてそういうサービスを見ることをやっています。

では、指導監督基準に合致しない場合に即停止かということですが、指導監督には幾つかの見る基準があるわけです。

例えば、設備基準です。設備基準を見たときに、その建物自体は構造上無理だという部分で、そこを変えても変えられないものもあるわけですから、どこを即停止の基準にするかは非常に難しいところがあります。

例えば、保育士の基準が全然足りていないみたいな話になったときには、これはステッ

プを踏んで、最終的には停止というところまでいくということは、事例としてあります。ただ、これは指導監督をやっていく上で、ステップを踏んで廃止のところまで持っていくことが必要だということがあります。

また、そのときに、そこを利用されているお子さんの受け皿をどこに確保するかがもう一つの仕事になります。これを現状の中で、これだけ待機児童がいて、いっぱいいっぱいのところの中で、そこを利用されているお子さんをどこに移すか。これも複数の区市町村が絡んでいる場合が現実にありますから、お子さんに移していくこともやります。ですから、即停止はなかなか難しい部分で、その中でできる限りの指導監督をやっているのが現実です。

2つ目は水準の部分であります。これはなかなか私の口からは言いづらい部分があって、あえて御議論を頂きたいということで出しました。

例えば、今は2万円の利用料を4万円にしたら、絶対に利用のニーズは下がるのです。これを6万円にしたら確実に下がります。そういうものも今、調査の中で出そうとしているのですが、一方で、保育料を設定しているのは、それぞれの区市町村の中で議会で設定している。ですから、まさにコスト論を在宅での子育て家庭も含めて議論していただきたい部分であります。

もう一つ、先ほど言いました、一方で保育の無償化という議論がなされている中で、なかなか私の口からは言いづらい部分があります。ただ、現実にかかる問題を踏まえて無償化の議論もしないと、困るのは現場であり、区市町村であるということだと思えます。

それから、育休の話ですが、既得権を認めない方法も確かにあると思えます。そこまでドラスチックにやるかどうかもあるのですが、現状をみれば、むしろ育休の義務化ではないですけれども、そっちも攻めていかないといけないと思えます。0歳で預けないと働けない人がいることも事実です。ただ、1歳でもいいのに0歳で預けている人がいるのも事実なのです。

ですから、どこで線を引くかを保育ニーズの判定に任せられると、それは多分、すごくつらいので、むしろ育休を取ることに誘導していくようにする方が、私としてはベターではないかと思えます。

○安念座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますか。どうぞ。

○池本専門委員 今、いろいろ回って、悪いところをどうするかというお話があったのですが、具体的に指導監督で閉鎖した例はあるのですか。海外を見ていると、今年は何か所閉鎖しましたみたいなものを見たことがあるのですけれども、そこまで実際はできているのかが一つ。

もう一つは、先ほど認証のお話があったのですけれども、認証保育所には認可や小規模の基準を満たしているものがあって、自治体によっては、全部小規模の方に移行していて、その制度自体をなくすところもあるのですが、その辺は東京都さんとしては、認証制度を

なくしてしまうことまでは検討されていないということでしょうか。

○梶原局長 私が今このポストについて4年目なのですが、閉鎖命令を出したところはその間に2か所です。閉鎖のところまで持っていくのは難しいのが一点目です。

認証保育所ですが、これは今、認可化移行支援という国の制度があって、認可化するのであったら、あるいは小規模保育に行くのだったら公費を出しますということで、一応、5年以内に移行するという制度になっています。ただ、実態としては、5年でなくても、補助金を返してくれなくてもいいみたいな話もあるのですが、認証のよさは絶対あって、特色ある保育であったり、直接契約をすることによるメリットもある。

ですから、都としては、認証を全部認可化に持っていくという考え方ではなくて、認証は認証のよさの中で制度を維持していきたいと考えています。

○安念座長 それはそうでしょうね。ありがとうございます。

ほかにどなたか。森下先生、どうぞ。

○森下座長代理 まだまだこの問題は続くと思うのです。世田谷の友達に聞いていると、預けられないから最初から出さないという実態もあると思いますし、働きたいという女性の方もふえてくるだろうと思うので、そういう意味で国全体でも想定以上にふやさないと、待機児童の解消は難しいのだろうと思うのです。

その中で、具体的な御提案が24ページから6つほど出ていましたけれども、即効性があるものはどれが一番なのか。幾つかの傾向があるので、ここはかなり即効性があるというものを教えてもらえればと思うのです。基本的に、東京都の問題は非常に大きいと思うので、東京都が解決できるだろうと思う提案はかなり有効策だと思うのです。そういう観点からいくと、幾つか具体的に、これはかなり効果があるというものをお教え願えればと思います。

○梶原局長 この提案というよりは、私どもが昨年の補正、今年度の予算、それから今年の追加対策で力を入れた賃借物件を利用した保育所整備が、最も短時間で整備されるだろうと思います。特に中央区であるとか、港区などは賃借物件自体が非常に高い。だから、その部分に対して私どもが独自に補助制度を創設した。保育所の整備促進を図るために、国の制度では不十分なところを都が出したと理解していただきたいのです。

ですから、一番短時間での即効性というのは、賃借物件をいかにふやすかだと思います。

○森下座長代理 今の港区とか、その辺は家賃も高いのでわかるのですが、一方で、待機児童数が世田谷区とか目黒区などで、港区などに比べれば値段がまだ低いところですよ。こういうところに関してもお金だけではないのではないかと思うのですけれども、いかがですか。物件を見てみると、港区なんかは確かに高いですけども、かなり効果は出つつありますよね。

○梶原局長 世田谷とか目黒には、土地がないと非常に言われます。公園を使うあるいは所有地を提供する、あるいは国有地を使うということは、世田谷とか目黒でもやっています。ですから、それに加えて賃貸を使うということが、即効性があるのではないかと思います。

ます。

○森下座長代理 お金の問題もあるのでしょうかけれども、何らかの形で自治体が入らなければ難しいと思うのです。実際に10ページのところを見ても、目黒、世田谷は利用率が非常に低いのです。最初から諦めている人が多いと思います。これは多分、整備されてきたら間違いなく50%を超えてくる地区だと思うのです。

そうすると、この辺の地区はかなり頑張らないと追いつかない地区だろうと思うのです。実際、聞いていまして、なかなか当たらないから、最初から申し込まない人が非常に多いのです。それでいくと、この辺のところは少し考えないと、港区とは違った事情ではないかという気がするのです。かなり自治体の努力が必要だろうと思います。

○安念座長 それは私ども自身の課題でもありますね。

議長、どうぞ。

○大田議長 きょうはありがとうございます。

今、御説明いただいたように、都内でも区によって待機児童の数が違うし、保育の考え方、取り組みが違います。保育園に入るために都内で引っ越しすることが起こっているわけです。今までいろいろヒアリングしましたが、どうも区の単位で捉えていても、待機児童は解消しない感じがしております。

実際、事務局が用意した資料を見ても、東京23区の合計面積は新潟市よりも小さくて、神戸市よりも大きい。23区で一つの市ぐらいの規模です。私ども都民の生活圏も、区にとどまってははいないわけですよ。

そうしますと、ここで待機児童ゼロを目指すためには、もう少し都全体の取り組みを考える必要があるのではないか。今までも随分しておられるのですけれども、全体的取り組みを強化することが必要ではないかと思っています。

具体的には、一つは区にとどまらず、広域的な取り組みを広げることが必要ですし、もう一つは、区間の調整といいますか、区と区で随分考え方も基準も違いますので、区と区とで調整することが必要だと思います。例えば上乗せ基準も悪いとは言いませんが、これ一つとっても、事務局資料では、世田谷、目黒、大田区といった、上乗せ基準が多いところは500人以上の待機児童がいることになっています。

したがって、都がイニシアチブをとって、話合いの場を持って、待機児童をゼロにするために、区間の調整や広域的取り組みなど、区が持つておられる専門性を生かし、広域性を生かしてイニシアチブをとっていただければどうか。都民が引っ越したりしなくても、東京都民ならば保育サービスはしっかり受けられる状況をつくり出していただくことが、ここで一つの段階として不可欠ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○梶原局長 私ども、緊急対策会議ということで2回、区市町村長を呼んで、知事と私どもでいろいろな意見交換をさせていただきました。そういう場の中で、もちろん区市町村から東京都への要望もありますし、我々もお願いをしたいことがある。例えば、保育士の優先入所を協働して取り組みましょうと呼びかけ、今、各区市町村に広がっているという

こともあります。

区間調整、広域的な部分なのですが、面積は確かにそういう部分もあります。ただ、区の中であいているところ、例えば、区から西多摩まで行けば多分、保育所に入れるのです。ただ、区の中であるいは区間を越えたとしても、ほぼあいている保育園はない状況の中で、どう調整をするのでしょうか。やはりそれぞれの中で、総体としてサービス量をまずふやしていかないと、例えば、ある区があいていて、ある区が足りないという状況の中での水平調整はあるかもしれませんが、全てがまだそうではないという部分が一つあります。

それから、面積はそうなのですが、区の中でも待機児童が発生しているのはスポットなのです。例えば、大規模開発が起きている江東区の豊洲地区であるとか、中央区の一部の地区であるとか、子育てをしている家庭で、自分が自転車でお子さんを送っていける距離は、基本的に小学校区若しくは中学校区で、その中で保育サービスを選ぼうとするのが保護者の意向であり、区単位というよりはもっと小さい範囲なのです。

例えば、町田市だとか江東区はどのようなことをやっているかということ、スポットの駅の近くにステーションをつくって、そしてランチで運びますという事業を江東区もつくりましたし、町田も始めました。そういうことができるところはいいのですけれども、通常でいくと、やはり近隣の距離の中で保育所を選んでいく。それで、みんな落ちましたということと、もう一種類は、一か所しか、一番近いところしか申し込めません、そこ以外は行きませんという場合もあるのです。

ですから、保護者のニーズを踏まえながら広域調整をどのようにやっていくのかということ、我々の悩みでもあります。

○大田議長 ちょっとよろしいですか。

○安念座長 どうぞ。

○大田議長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりだとは思いますが、国は「子育て安心プラン」を掲げて、32年度までに待機児童をゼロにすると言い、予算措置も考えている。しかし、その実施主体は区であると。この国と区だけでは待機児童ゼロは実現しなくて、結局、その間で利用者が苦しんでいるのだと思うのです。中間主体である東京都として、責任を負えとかそういうことを申し上げるつもりはないのですが、やはりイニシアチブをとった動きがないと、この問題は解決しない。

その取り組みの中で、待機児童ゼロをオール東京で目指すのだということで、いろいろな工夫をする。例えば、ステーションで預かって、少し離れたところの保育所に連れて行く取り組みをしているところもあるでしょうし、東京都民のためのより充実した情報提供をすることもあって、区の取り組みについてこの点はもう少し変えた方がいいのではないかと調整もあるでしょう。待機児童ゼロを掲げた取り組みは急ぐ話であって、重要なのはこの何年間かの話なのです。

したがって、ここで何か集中的な協議の場みたいなものをつくって、一步踏み出しているだけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○梶原局長 おっしゃるとおり、東京都の姿が見えないというお話だと思うのですが、私どもからいけば、私どもが先駆的に打ってきた様々な手を、国の方が取り込んでいったのがプランだと私どもは自負しているのです。都独自に様々な制度をつくってきて、そして、いろいろな補助制度でプッシュして、特に今の知事のもとで、この3回打った施策で、単年度でいけば1,400億円ぐらい保育政策には使っています。

ですから、その意味で、先ほど言いました、首長との会議であるとか、そういうところの中では一緒にやりましょうと、施策の一丁目一番地としてやっています。

その意味では、これからも整備という部分で区市町村ときちんと連携しながら、我々がリーダーシップをとるべきところとしては、きちんとやっつけていこうと思っています。

○安念座長 副大臣、どうぞ。

○松本副大臣 23区ごとに、例えば、保育園から半径2キロで丸を書いて、ここは待機児童数をきちんと満たしている、どこが足りないのかということ、市民の皆さんにきちんと周知できるような仕組みを検討できないか。どの地域に0歳児が何人住んでいて、何丁目何番地に何人の0歳児がいるというのは、数字が出ている。保育園の申込みをする都民に、もうちょっとわかりやすい情報を流してほしい。

また、0歳児の保育には多額の経費が必要である。乳幼児の保育料をゼロにした場合に、待機児童が増える懸念がある。

待機児童でお待ちになっているお母さん方に、今、私たちは何を目標にしているのか、子供たちの何割は保育園に行っているという想定で計画を進めているのか、今、足りないところはどこですと地図に示すとか、今の応募者の実数からいって、どこの保育園の一番競争率が高くて、どこの保育園の競争率が低いのですよとか、そうした情報を提供することが重要。申し込んだら全員入れるということではないけれども、競争率が20倍の保育園と3倍の保育園だったらどちらが入園しやすいかという情報が、インターネットを開いて一生懸命探しても、そういう情報は出ていないと思うのです。是非この点を局長、教えてください。

○梶原局長 まず一つは、見える化の話だと思います。

これは、厚生労働省の方からも、町丁目といいますか、地域別に区市町村の方でオープンにすべしということで通知も出ています。ですから、どういう地域の中でどのぐらい、つまり、待機児童が多い地域を図示化といいますか、それはほぼできるようになると思います。

0歳児の部分なのですが、これは実は区市町村が住民の基本記録は持っていますから、リアルタイムの数字として区市町村は持っているわけです。保育のニーズ調査で、区市町村がどこに保育所をつくらうかというときには、彼らはそのデータをもってつくっているわけです。

ですから、その情報を最も知っているのは区市町村で、先ほど、ネットを見てもどのぐらいの競争率がわからないという意見がありましたけれども、今、コンシェルジュを区市町村にふやす。つまり、保育サービスをいろいろ丁寧に説明してあげるために、各区市町村に保育コンシェルジュをつくるように国も言っていますし、私どももそのスタッフの増を支援している。ですから、その部分でそういうことを御説明することを進めているのです。

実際、区市町村に聞けば、去年の倍率はわかります。ここの保育園はどうでしたか、ここの保育園は何点で入れましたかというのは、全てそれぞれの区市町村に聞けば教えていただけます。ですから、そういう保育コンシェルジュが丁寧に御説明をする・・・。

○松本副大臣 いやいや、局長、聞かなければ教えてくれないのですよ。ネットで自由に、スマホで母親が自由に見られるようにするところがポイントなのだから。

○梶原局長 先生のおっしゃることはわかりました。

○安念座長 これは、私どもがこれからまとめようとする提言の中の重要テーマですので、副大臣の御指導も頂きながら、じっくり取り組みたいと思います。

あと、コストの問題はいかがでしょうか。

○梶原局長 これは、先ほど、さらなる検討の視点というところでお話をしたのですけれども、補助金の部分と、幾ら稼いでいるのだという話ですよね。ここで一番大きいのは、さっき言った配偶者控除の見直しであるとか、そういうものと全部セットの議論だと思うのです。

今フルタイムでなくても、短時間でも昔の保育に欠けるということではなくて、保育短時間利用ということで、その方々にも保育の権利は出てきているわけですから、そういう意味では、パートタイム労働者の方々も含めて、全て保育所を利用できるという状況になっています。

ですから、その部分を踏まえた上で、先ほど申し上げた課題、例えば、児童手当も出ている。これは高所得者も含めて、既に現金給付として児童手当が全て出ている状況があるわけです。

一方で、扶養控除のところでストップをしようとしている。パートタイムでも誰でも働ける権利がある。そこも含めて議論をしないと、なかなか解決できない問題ではないかと思えます。

○松本副大臣 今、乳幼児の何割の人たちが保育園に入りたいと希望していると想定して、待機児童をゼロにしようとしているのか。小学生と同じように、生まれたら全ての子供は保育園に入る権利があり、その権利を保障するという意味で施設整備をする計画になっているのか。

○梶原局長 私どもが7万人ふやして待機児童を解消しようとしているのは、保育サービス利用率50%です。つまり50%の中で、資料2の4ページにありますけれども、既に1歳のところは43.7%、2歳が48.1%、3歳が45.9%という現状なのです。多分、3歳以上の

比率は、幼稚園と保育サービスでほとんど変わらない状況になると思うのです。

要は、今、待機児童は0、1、2歳のところなのです。0、1、2歳のところで既に2歳のところと1歳のところでこれだけの水準で、つまり、ここを50%にしていくのが一つの目標です。

0歳のところは、これはさっき言った育児休業だとか、そういうものを延長するあるいは義務づけするのも含めて、ここは押さえていかないと、むしろそこは企業さんの方も労働力を確保するというので、自治体だけではなくて企業にもそういうことを担っていただくことの中で考えないと、0歳で預けるところから50%ということになると、それは破綻するということです。

○安念座長 そうでしょうね。それはそうだろうと思います。

なかなか白熱の本質的な議論になっていました。ありがとうございます。

○松本副大臣 いやいや、余計なことを言ってしまいました。

○安念座長 とんでもない。本当にそうなのです。見える化は本当に重要なテーマですので取り組んでいきます。ありがとうございました。

それでは、時間も押してまいりましたので、また後でも議論していただければと思います。きょうは東京都さん、本当にありがとうございました。

私の口からは言いにくいとおっしゃりながら、ほぼ全てのことを言っていただいた気がするのです。個人的なことを申したら恐縮ですが、梶原局長だからおっしゃれたことだと私は思っております。いろいろと教えていただき、本当にきょうはありがとうございました。今後とも御教示ください。

それでは、事務局から御連絡がありましたらどうぞ。

○福田参事官 次回の当ワーキング・グループの日程につきましては、追って事務局より御案内いたします。

○安念座長 それでは、本日の会議はこれで終了いたします。お忙しい中、ありがとうございました。